

国立大学法人山形大学医学部附属病院長選考基準

令和 4 年 9 月 2 1 日

国立大学法人山形大学長

国立大学法人山形大学医学部附属病院長選考規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、病院長選考基準を以下のとおり定める。

山形大学医学部附属病院は、

- 1) 診療科間の垣根を取り払い、病院全体として適切な医療を提供します。
- 2) 情報開示に努め、社会に開かれた病院を目指します。
- 3) 個々の患者さんに適した先進医療の開発・導入に努めます。
- 4) 厳しい倫理観を持った創造的な医療人を育成します。

の理念の元、山形県における中核病院として地域医療に積極的に貢献してきたが、山形大学医学部東日本重粒子センターの稼働に伴い、東日本のがん医療の拠点病院としての役割を果たすことも同時に求められている。

病院長には、人格が高潔で学識に優れ、次世代の医療に貢献すべく先端医療研究の推進及び次代を担う医療人の育成並びに病院の適切な管理運営の確保を図るため、以下に掲げる資質・能力を有していることが求められる。

病院長に求められる資質・能力

1. 医師免許を有している者
2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、以下のいずれかの医療安全管理業務の経験及び医療安全管理について十分な知見を有すること。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門における業務
- ④ その他上記に準ずる業務

3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理者として必要な資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院理念に沿って適切な管理運営ができること。

4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

学識に優れ、医学教育及び医学研究並びに高度医療を実践できる人材育成を担うことができる能力を有している者

5. 継続性のある重点事業を病院一丸となって推進する能力を有している者

山形大学医学部東日本重粒子センターやゲノム医療など、継続的な重点事業に全部門、全診療科の総力を挙げて推進できる者